

## 二重ローンや事業の復旧・復興で お悩みの方はぜひご相談を！ 「宮城県産業復興相談センター」

Q.「宮城県産業復興相談センター」は中小企業に対して、どのような支援を行っているのですか。

A. ●二重債務問題に対処

「宮城県産業復興相談センター」(以下、相談センター)は、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の事業再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な公的機関です。平成二十三年十一月十四日に公益財団法人みやぎ産業復興機構が設置主体で、従前から設置されてきました宮城県中小企業再生支援協議会の拡充という形で発足しました。

十二月二十七日には被災事業者の債権を買い取る「宮城県産業復興機構」(以下、復興機構)が発足し、二つの組織が連携して、既往債務の買取などによって、被災事業者の再生を支援するものです。

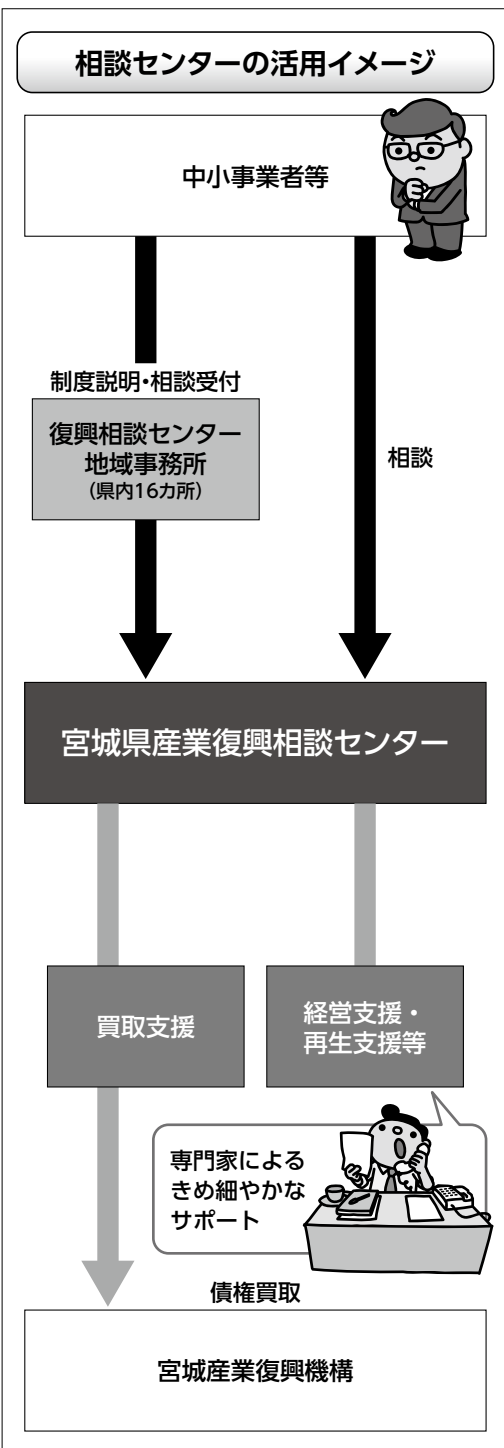
相談センターは東日本大震災による被災企業の二重債務問題解決に向けて設立されたもので、仙台市に本部を置き、沿岸部を中心とした県内十六か所の商工会議所等にセンター地域事務所を設置し、被災事業者に対してきめ細かな支援を行っています。

相談センターでは面談や受領資料を

通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を実施しています。

- ① 資金繰り対策としての制度融資、緊急保証制度、特別貸付制度等の紹介
- ② リスケジュール(条件変更)、DDDS(債権の劣後ローン化)、DEIS(債権の株式化)等に関する事業計画策定支援
- ③ 復興機構が既往債務を買い取り、その返済を長期にわたって棚上げすることを前提に、金融機関に事業再開のための新規融資を促す交渉・調整

### 相談センターの活用イメージ



●債権買取支援は新規融資を促す支援設備等が流失して新設が必要な場合等、震災前の借入金返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難な事業者について、金融機関等と調整等の上、復興機構が債権の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくなります。さらに、業績の回復後、事業者の業況(返済可能な金額等)を確認した上で、復興機構が債権の一部を放棄し、残りの債権を地域金融機関等へ売却等を行います。

- また、復興機構による債権買取支援業務については、次の要件をすべて満たし、相談センターにおいて、再生可能性があると判断された事業者を対象とします。
- ① 東日本大震災により経営に支障が生じていること
  - ② 新規融資を受けると過剰債務となること
  - ③ 清算価値保障原則を満たすこと
  - ④ 新規融資の見込みがあること
  - ⑤ 震災前に期限の利益喪失事由がないこと
  - ⑥ 反社会勢力との関係がないこと

●守秘義務の徹底  
対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、相談者のプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談ください。

●株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、支援機構）が三月三日にスタートしました。支援機構は相談センターと同様に被災した事業者の再生を支援するもので、相談センターおよび復興機構と連携を図っていくことが重要となります。

支援機構に対して再生支援の申し込みができるのは、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負い、なおかつ被災地域において債権者等と協力して事業再生を図ろうとしている事業者です。

支援対象は、復興機構が支援することが困難なア、地域中堅事業者、イ、医療・福祉事業者、農林水産事業者、ウ、震災前から業績が悪く、復興機構の買取支援の要件を満たさない事業者です。支援するための業務は次のようなものです。

- ① 事業者に対して金融機関等が有する債権の買取や貸付債権の信託の引き受け
- ② 事業者に対するつなぎ融資
- ③ 事業者が金融機関等から借り入れた債務に対する保証
- ④ 事業者に対する出資
- ⑤ 事業の再生に関する専門家の派遣や助言
- ⑥ 金融機関等から買取った債権の管理や譲渡、その他の処分
- ⑦ 支援機構が事業者に出資した株式や持分の譲渡、その他の処分

■Q&A

Q1.相談センターでは債権買取を前提とした支援を検討するのですか。

A1. 事業者の状況によって必要な支援手法は異なります。相談センターでは面談や現地訪問、いただいた資料等をもとに、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援、再生支援等を行います。支援方針として債権買取支援が適当と相談センターが判断した場合、主要債権者の意向を確認した上で、債権買取支援の開始を決定することになります。

Q2.相談センターでは、債権買取支援以外に再生計画や事業計画の策定支援も行っていますか。

A2. 原則、「再生計画」の策定支援を行うのは、再生計画策定支援が適当と判断された場合に限られますが、債権買取支援業務においても、事業者が金融機関の支援の前提となる「事業計画」を作成することが困難と見受けられる場合については、事業計画作成を積極的に支援致します。また、債権買取支援に至らない場合においても、事業計画の策定を支援することも可能です。

Q3.復興機構による債権買取支援とはどのような支援ですか。

A3. 例えば、工場設備が流出して建て替えが必要となっている場合等において、二重債務問題によって設備資金に

かかる新規融資を受けることが困難となっている事業者に対し、金融機関と調整の上、機構が当該事業者が負っている既往の債務について、金融機関から債権の買取を行い、買取った債権の元利金の返済を一定期間凍結することで、事業者の資金繰り負担を軽減するとともに、債権の劣後化を行うことにより、金融機関からの融資を受けやすくする支援です。

Q4.東日本大震災以前より赤字の企業は債権買取支援の対象外ですか。

A4. 震災前からあることのみをもって対象外とはなりません。ただし、震災以前の利益水準が低く、保有資産が多ければ、清算価値保障原則（金融機関が清算を行った場合に、分配によって金融機関が得られる回収金を上回るという経済合理性があることが前提）を満たさずに対象とならない場合や、買取価格の算定において価格が相対的に低く出る可能性があるため、債権者間調整が困難となる場合があることについてはご留意ください。

なお、実際の買取価格の試算過程においては、例えばリーマンショックによる影響や、代表者に対する報酬の支払状況等、事業者の実態を反映させて算定を行います。

また、原則として過去の業績を基に将来キャッシュフローを算定しますが、新規事業を立ち上げる場合等、過去の実績ではなく将来の見通しに基づいた買取価格の算定を行う場合もあり

ます。

Q5.リース債権は買取対象ですか。

A5. リース資産が現存し稼働している限りは、リース料は原価や経費に含まれ、原則として債権買取の対象とはなりません。一方、リース資産が滅失、流出するなどして、損害賠償金等の支払債務が発生しており、当該債務によって事業再生、新規資金調達等に支障が認められる場合には、損害賠償請求権を金融債権とみなし、機構による債権買取対象となります。

Q6.2つの機構はどのように連携していくのですか。

A6. 幅広く被災事業者の支援を行うため、相互に補完しながら業務を行います。具体的には、復興機構による債権買取支援のワンストップ相談窓口である相談センターが、支援機構の相談窓口を兼ねることになります。

【宮城県産業復興相談センター】  
〒980・0802

仙台市青葉区二日町12・30  
(日本生命勾当台西ビル8階)

TEL 0222・7222・3858  
FAX 0222・227・0187

「回答」

宮城県産業復興相談センター

統括責任者補佐 菅井喜悦氏